

市会議第 5 号

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

提出者 市会議員 津田 大三 ほか 49 名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，無所属^(議決)，
無所属^(議決)

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「69 人」を「67 人」に改める。

第 2 条中「上京区選挙区 5 人」を「上京区選挙区 4 人」に，「左京区選挙区 9 人」を「左京区選挙区 8 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し，当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については，なお従前の例による。

提案理由

市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数を改める必要があるので提案する。